

各部会の規約について

規約の制定までの経過について

- ・ 城陽市障がい者自立支援協議会は平成23年9月1日に設置し、5つの部会（サービス調整検討部会、地域支援部会、聴覚言語障がい支援部会、療育部会、就労部会）も設置しました。
- ・ 以降、障がい者を取り巻く課題ごとに部会にて協議を行ってきましたが、法律の変化や障がい者のニーズの変化、社会資源の変化により、部会で協議する内容にも変化が生じてきました。
- ・ このため、平成27年7月14日に開催した運営調整会議（自立支援協議会への報告準備や、部会の運営、管理、調整等を行う場）にて部会ごとに何をやる部会なのかを、改めて整理し、規約を作成すべきであると議論し、以降、部会ごとに規約の作成を進めてきました。
- ・ 規約制定前と規約制定後について

規約制定前	規約制定後
部会名：サービス調整検討部会 事務： 事例検討を通じて、支援の在り方等を検証すること。	部会名：サービス調整部会 事務： ①事例検討を通じ、支援の在り方等を検討すること。 ②意見交換や情報交換等を通じ、事業所間の連携を深めること。 ③地域の情報の把握に努め、福祉サービスを利用しやすい地域づくりに寄与すること。 ④法律の改正等を踏まえたサービス調整を検討すること。 ⑤その他部会長が必要と認めること。
部会名：地域支援部会 事務： 高齢化、地域移行等の課題から「地域で自立して生活」する課題を検討すること。 ※主に精神に障がいのある方の支援について検討する場。	部会名：精神保健福祉部会 事務： ①事例検討を通じて精神障がい者への支援のあり方等を検討すること。 ②法律や制度、社会資源について学習し、情報を共有することで福祉サービスを利用しやすい地域づくりに寄与すること。 ③医療機関等との連携について協議し、支援力の向上をはかること。 ④精神障がいに係る知識の普及、啓発等正しい理解を促進す

	ること。 ⑤その他部会長が必要と認めること。
部会名：聴覚言語障がい支援部会 事務： コミュニケーション支援の在り方、支援者の高齢化問題等の課題を検討すること。	部会名：聴覚言語障がい支援部会 事務： ①聴覚障がいについて、意思疎通支援の在り方、制度、支援者の高齢化問題等の課題を検討すること。 ②災害時における問題について検討すること。 ③難聴者の様々な課題を整理すること、特に身体障害者手帳に該当しない難聴者が不便な生活を強いられないように検討し啓蒙していくこと。 ④その他部会長が必要と認めること。
部会名：就労部会 事務： 障がい者を取り巻く就労課題等を検証・検討すること。	部会名：就労部会 事務： ①障がい者の一般就労に向けた取り組みや、福祉就労、訓練の場を広げるため方策を検討すること。 ②インターンシップ等の取り組みを通じ、一般就労に向けての検討と斡旋を行うこと。 ③インターンシップの協力企業をはじめとした地域の企業による状況及び情報を共有し、連携を深めること。 ④各事業所からの事例発表を共有し、課題解決にむけて検討すること。 ⑤その他部会長が必要と認めること。
部会名：療育部会 事務： 発達障がいをはじめとした、障がい児課題について学習を重ねて、療育の課題を検討すること。	部会名：療育部会 事務： ①障がい児支援に関する課題を抽出すること。 ②障がい児支援ニーズの把握と実態に合わせた福祉サービスを検討すること。 ③療育に関する勉強会や支援方法についての啓蒙活動を行うこと。 ④教育機関との連携を含めた障がい児支援のネットワークづくりを進めること。 ⑤その他部会長が必要と認めること。

サービス調整部会の運営に関する規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置するサービス調整部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任する事務）

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 事例検討を通じ、支援の在り方等を検討すること。
- （2） 意見交換や情報交換等を通じ、事業所間の連携を深めること。
- （3） 地域の情報の把握に努め、福祉サービスを利用しやすい地域づくりに寄与すること。
- （4） 法律の改正等を踏まえたサービス調整を検討すること。
- （5） その他部会長が必要と認めること。

（構成員の資格）

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は後任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

構成員の資格
相談支援事業所
居宅介護事業所
生活介護事業所
就労継続支援事業所
自立訓練事業所
共同生活援助事業所
短期入所事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
施設入所支援事業所
障がい福祉主管課

精神保健福祉部会の運営に関する規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置する精神保健福祉部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任する事務）

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 事例検討を通じて精神障がい者への支援のあり方等を検討すること。
- （2） 法律や制度、社会資源について学習し、情報を共有することで福祉サービスを利用しやすい地域づくりに寄与すること。
- （3） 医療機関等との連携について協議し、支援力の向上をはかること。
- （4） 精神障がいに係る知識の普及、啓発等正しい理解を促進すること。
- （5） その他部会長が必要と認めること。

（構成員の資格）

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は後任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

構成員の資格
相談支援事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
自立訓練事業所
共同生活援助事業所
居宅介護事業所
同行援護事業所
生活介護事業所
短期入所事業所
施設入所支援事業所
医療機関
家族会
訪問看護事業所
障害者就業・生活支援センター
障がい福祉主管課

聴覚言語障がい支援部会の運営に関する規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置する聴覚言語障がい支援部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任する事務）

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 聴覚障がいについて、意思疎通支援の在り方、制度、支援者の高齢化問題等の課題を検討すること。
- （2） 災害時における問題について検討すること。
- （3） 難聴者の様々な課題を整理すること、特に身体障害者手帳に該当しない難聴者が不便な生活を強いられないように検討し啓蒙していくこと。
- （4） その他部会長が必要と認めること。

（構成員の資格）

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は後任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

構成員の資格
相談支援事業所
ボランティア団体
支援者団体
当事者団体
障がい福祉主管課

就労部会の運営に関する規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置する就労部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任する事務）

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 障がい者の一般就労に向けた取り組みや、福祉就労、訓練の場を広げるため方策を検討すること。
- （2） インターンシップ等の取り組みを通じ、一般就労に向けての検討と斡旋を行うこと。
- （3） インターンシップの協力企業をはじめとした地域の企業による状況及び情報を共有し、連携を深めること。
- （4） 各事業所からの事例発表を共有し、課題解決にむけて検討すること。
- （5） その他部会長が必要と認めること。

（構成員の資格）

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属する者とする。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は後任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

構成員の資格
就労移行支援事業所
就労継続支援事業所
生活介護事業所
障害者就業・生活支援センター
障害者就労促進授産ネットワーク
一般企業
支援学校
障がい福祉主管課

療育部会の運営に関する規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置する療育部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（担任する事務）

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 障がい児支援に関する課題を抽出すること。
- （2） 障がい児支援ニーズの把握と実態に合わせた福祉サービスを検討すること。
- （3） 療育に関する勉強会や支援方法についての啓蒙活動を行うこと。
- （4） 教育機関との連携を含めた障がい児支援のネットワークづくりを進めること。
- （5） その他部会長が必要と認めること。

（構成員の資格）

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は後任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

構成員の資格
相談支援事業所
放課後等デイサービス事業所
短期入所事業所
居宅介護事業所
生活介護事業所
児童発達支援事業所
教育委員会
障がい福祉主管課